地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

地方税法第７２条の１１６第２項に規定する引上げ分の地方消費税の使途について、平成２８年度高鍋町一般会計決算における社会保障関連施策への充当状況を下記のとおり報告します。

（歳 入）地方消費税交付金（社会保障財源化分）　154,907　千円

（歳 出）社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費　2,904,682　千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】　（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他
社会福祉	社会福祉事業	644,370	419,938	0	0	26,018	198,414
	老人福祉事業	106,224	749	0	14,638	10,530	80,307
	児童福祉事業	1,299,420	806,541	0	124,776	42,673	325,430
	小計	2,050,014	1,227,228	0	139,414	79,221	604,151
社会保険	国民健康保険事業	169,601	105,423	0	0	7,440	56,738
	後期高齢者医療事業	272,198	47,522	0	0	26,046	198,630
	介護保険事業	280,608	37,589	0	0	28,172	214,847
	小計	722,407	190,534	0	0	61,658	470,215
保健衛生	健康増進事業	45,117	0	0	10,911	3,965	30,241
	疾病予防対策事業	68,417	0	0	0	7,931	60,486
	母子福祉事業	18,727	145	0	196	2,132	16,254
	小計	132,261	145	0	11,107	14,028	106,981
合計		2,904,682	1,417,907	0	150,521	154,907	1,181,347